

お知らせ掲示板

市からのお知らせや、新たな取り組みなどについて掲載します。

時 とき 所 ところ 内 内容 出 出演 対 対象 定 定員 料 料金 用 用意する物 申 申し込み・先 問 問い合わせ先 TEL 電話番号 FAX FAX HP ホームページ メール

2月17日(月)～3月17日(月)

市県民税・所得税の申告相談は**予約**が必要です!

予約をお忘れなく!

市県民税・所得税の申告相談は予約が必要です。

各種証明書などの発行や国民健康保険税などの軽減措置が受けられなくなることがあるので、必ず申告を行いましょう。

時 土・日曜日、祝日を除く2月17日(月)～3月17日(月)

三原・本郷会場は9時～16時

久井・大和会場は9時30分～16時

問 市民税課 (TEL 0848-67-6031 FAX 0848-67-6132)

所 申告会場

三原会場	市役所本庁2階
本郷会場	本郷生涯学習センター1階
久井会場	久井保健福祉センター
大和会場	大和支所2階

※申告者が減少しているため、久井・大和会場は2月18日(火)・21日(金)、3月3日(月)・6日(木)・7日(金)は閉鎖します。

※本郷会場は会場を変更しています。

市県民税の申告

令和7年度の市県民税は、令和6年中の所得金額や控除額に基づき、令和7年6月から課税されます。

● 所得税の確定申告をした場合

→ 市県民税の申告は不要

● 青色申告、住宅借入金等特別控除(初年度)、土地・建物・株式などの譲渡所得、亡くなった人の申告(準確定申告)をする場合

→ 税務署での申告が必要

※5ページの申告チェックシートで確認してください。

予約の方法

予約方法	予約受付期限
専用申込フォーム→ 	希望日の前日17時
電話(TEL 0848-67-6031)または 市民税課窓口(市役所本庁2階)	希望日の前開庁日17時 (閉庁時を除く)

※1日あたりの申告相談受付者数に上限があります。

※空きがある場合のみ当日来場の申告相談を受け付けます。

所得税の確定申告

● 所得税の確定申告会場を開設

時 土・日曜日、祝日を除く3月17日(月)まで各8時30分～16時

所 問 三原税務署 (TEL 0848-62-3131)

「三原税務署」からのお知らせ

確定申告書の作成は自宅から、e-Tax で送信!

自宅で申告!

スマホ専用画面

確定申告には、自宅からPC・スマホで
利用できる e-Tax が便利です



スマホで見やすい
専用画面を利用できます



申告に困ったときは

▶ 動画で見る確定申告
確定申告書等作成コーナーの
操作方法などを動画で解説



▶ チャットボット「ふたば」
質問をメニューから選択・入力
すると AI が回答



来場して申告する場合

● 会場では、原則来場者のスマホを使用して申告書などを作成します

マイナンバーカードとパスワード(2種類)を持参してください

- ① 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
- ② 署名用電子証明書(英数字6～16文字)

● 入場には「入場整理券」が必要です

【入場整理券の取得方法】

会場で当日受け取り または LINE (2月17日(月)から運用) で事前発行
※配布状況により、後日の来場をお願いする場合があります。



市県民税申告・所得税の確定申告に必要な物

マイナンバー(個人番号)・本人確認書類(※1)、源泉徴収票、収支内訳書・帳簿(事業・不動産所得者)、個人年金・一時金・配当などの支払通知、社会保険料・国民年金などの支払証明書、生命保険料や地震保険料などの控除証明書、寄付金の証明書、医療費の明細書、利用者識別番号が分かる物(持っている人)など

※1 本人確認書類の種類

マイナンバー(個人番号)確認書類	本人確認書類
マイナンバーカード 通知カード 個人番号記載の住民票の写し	運転免許証 パスポート 健康保険証など

申告チェックシート

※一般的なケースで、簡易に判断する場合のチェックシートです。
※納め過ぎた所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

スタート

令和7年1月1日時点で三原市に住んでいましたか？

いいえ

令和7年1月1日に**住んでいた市区町村**で申告してください。

はい

令和6年(2024年)中にどんな収入がありましたか？

主な収入が年金である ※年齢は令和7年1月1日時点。

年金収入のみで151万5千円(65歳未満は101万5千円)以下である

年金収入のみで151万5千円(65歳未満は101万5千円)超、400万円以下で、医療費控除や生命保険料控除、扶養控除など追加する控除がない

年金収入のみで151万5千円(65歳未満は101万5千円)超、400万円以下で、医療費控除や生命保険料控除、扶養控除など追加する控除がある

年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下である

年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円を超える

年金収入が400万円を超える

申告不要

市県民税の申告

所得税の確定申告

主な収入が給与である

会社で年末調整が済んでいる(1カ所からの給与のみ)

給与収入以外の所得が20万円以下である

●会社で年末調整をしていない、または年末調整の内容に変更がある
●給与収入以外の所得が20万円を超える ●2カ所以上から給与の支払いを受けた
●医療費控除、寄付金控除、雑損控除を受ける ●給与収入が2千万円を超える

申告不要

市県民税の申告

所得税の確定申告

事業(農業・営業)・不動産・雑・総合譲渡の所得がある

所得金額より控除が多い場合(所得税が課税されない)

所得金額より控除が少ない場合(所得税が課税される)

市県民税の申告

所得税の確定申告

収入なし、または非課税収入のみ(遺族年金、障害年金、失業給付金など)

申告不要※1

青色申告を行う、土地・建物・株式などの譲渡所得、先物取引に関する所得、山林所得、住宅借入金等特別控除(初年度)がある

所得税の確定申告
※2

※1 市から市県民税申告の案内が届いた人、所得証明書を必要とする人は申告が必要です。

※2 税務署でのみ受け付けます。

市県民税の申告

市内4会場へ**予約してから来場してください。**

所得税の確定申告

自宅のパソコンやスマートフォンなどでe-Tax
または三原税務署へ。

●ふるさと納税ワンストップ特例制度を申請した人は注意!

確定申告書や市県民税申告書を提出する場合は、ワンストップ特例制度は適用されません。申告書にふるさと納税をした自治体の寄付金を全て記載し寄付金控除の申告をする必要があります。

住民税非課税世帯が対象 生活支援給付金を支給します

重点支援地方交付金(国)活用

申請が必要な対象世帯には**3月上旬から順次申請書などを送付します**。内容を確認し、**申請期限までに同封の返信用封筒で必要書類を返送**してください。

令和6年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金については、広報みはら3月号でお知らせします。

対象世帯	支給要件・金額
①住民税非課税世帯	令和6年12月13日時点で市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯 【支給金額】1世帯あたり 3万円 【申請期限】4月30日(水)(必着)
②住民税非課税世帯のうち子育て世帯	令和6年12月13日時点で市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税で、次の①または②に該当する世帯 ①平成18年4月2日以降に生まれた子がいる世帯 ②令和6年12月14日から令和7年5月31日までに生まれた子がいる、または別世帯に扶養する平成18年4月2日以降に生まれた子がいる世帯 【支給金額】対象児童1人につき2万円 【申請期限】5月31日(土)(必着)

※そのほかにも要件があります。

※配偶者などからの暴力を理由に、住民票を移さず市に居住している人も対象となる場合があります。詳しくは社会福祉課(☎ 0848-67-6058)へ問い合わせてください。



市HP

☎ 給付金コールセンター

(☎ 0848-67-6250※土・日曜日、祝日を除く9時～17時。)

市議会定例会を開催します

次の日程で、2月定例会を開催する予定です。傍聴を希望する人は、当日直接議事堂にお越しください。また、YouTubeやケーブルテレビ(MCAT)でも中継します。※本会議には手話通訳者を配置できます(要申込)。

所 議事堂(市役所本庁7階)

定 45人(本会議)

☎ 議会事務局
(☎ 0848-67-6137)



市議会HP

とき			内容
2月	17日(月)	10時～	本会議：開会
	18日(火)		総務財務委員会
	19日(水)		厚生文教委員会
	20日(木)		経済建設委員会
	21日(金)		補正予算特別委員会
	26日(水)		本会議：総括質問
	27日(木)		
	28日(金)		
3月	3日(月)～6日(木)	14時～	予算特別委員会
	11日(火)		本会議：閉会

市議会議員一般選挙 立候補予定者説明会を開催します

時 6日(木) 14時から

所 本郷生涯学習センター2階

定 1陣営2人まで(立候補予定者または代理人)

※当日、届出書類を配布します。

市HP



☎ 選挙管理委員会事務局(☎ 0848-67-6140)

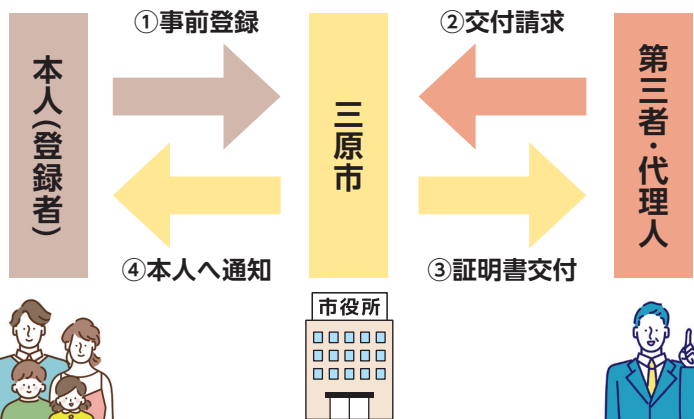
登録型本人通知制度への登録を!

「登録型本人通知制度」は、登録した人の戸籍謄本や住民票の写しなどが第三者に交付されたことをお知らせする制度です。

登録する人が多くなれば、戸籍謄本や住民票の不正取得の抑止効果が高まります。郵送での登録もでき、手続きは簡単ですので、ぜひ登録してください。

対 市に住民登録や本籍のある人

所 市民課(市役所本庁1階)、各支所



☎ 市民課(☎ 0848-67-6175)



市HP



くらしの無料相談窓口

相談の種類	とき		ところ	申し込み・問い合わせ先
心配ごと相談	毎週金曜日	13時～16時	サン・シープラザ4階	社会福祉協議会・各地域センター ☎ 0848-63-0570
	13日(木)・27日(木)		本郷保健福祉センター	☎ 0848-86-3607
	5日(水)・19日(水)	9時～12時	久井保健福祉センター	☎ 0847-32-7101
	7日(金)		大和保健福祉センター	☎ 0847-34-1214
	21日(金)		大和人権文化センター	☎ 0847-33-1308
児童虐待通告窓口	毎日	24時間	【電話相談】こども安心課	☎ 0848-67-6088
弁護士法律相談 ※要予約。	21日(金) ※受付は5日(水)8時30分から。	13時～16時	市役所本庁3階	生活環境課 ☎ 0848-67-6179
消費生活相談	11日・24日を除く毎週月～金曜日	9時～12時、 13時～16時	市役所本庁3階 ※電話相談も可。	消費生活センター ☎ 0848-67-6410
消費生活巡回相談 ※要予約。	14日(金)・21日(金)・28日(金)	14時～16時	本郷・久井・大和支所	
障害者なんでも相談 ※要予約。	10日(月)	14時～16時	本郷保健福祉センター	障害者生活支援センター ☎ 0848-63-3319
	26日(水)	10時～12時	久井保健福祉センター	☎ 0848-63-3359
	7日(金)		大和保健福祉センター	
自立サポート相談	11日・24日を除く毎週月～金曜日	8時30分～17時15分	サン・シープラザ4階	自立相談支援センターみはら ☎ 0848-67-4568
家庭児童相談	11日・24日を除く毎週月～金曜日	9時～17時	市役所本庁2階	家庭児童相談 ☎ 0848-61-0121
不登校などに関する 悩み相談	11日・24日を除く毎週月～金曜日	9時～16時30分	リージョンプラザ2階 ※電話相談も可。	三原ふれあい相談室 ☎ 0848-64-7201
学校生活の悩み・ 体罰などの相談	11日・24日を除く毎週月～金曜日	8時30分～17時15分	【電話相談】三原子子どもサポートダイヤル ※時間外は留守番電話で対応。	☎ 0848-67-6173
人権相談	6日(木)	13時～16時	サン・シープラザ4階	人権推進課 ☎ 0848-67-6044
	11日・24日を除く毎週月～金曜日	10時～16時	市役所本庁3階	☎ 0848-66-1111
			人権文化センター	☎ 0848-86-3333
			本郷人権文化センター	☎ 0847-33-1308
		8時30分～17時15分	【電話相談】法務局常設電話相談所	☎ 0570-003-110
女性相談 (DVや家庭不和など)	11日・24日を除く毎週月～金曜日	9時30分～16時	市役所本庁1階 ※電話相談も可。	女性相談室 ☎ 0848-61-0122
行政相談	17日(月)	13時～16時	サン・シープラザ4階	社会福祉協議会 ☎ 0848-63-0570
不動産相談	7日(金)・21日(金)	10時～15時		
戦没者遺族相談	6日(木)・20日(木)	13時～16時		